

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務 委託仕様書

1 委託業務名

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流事業企画運営業務

2 事業の目的

“京都を彩る建物や庭園”選定物件所有者を対象とする交流会を開催し、各所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供することで、京都が誇る建物や庭園の所有者のさらなる維持・活用を図る意識を高めていくことを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 交流事業の企画・運営

ア 内容

“京都を彩る建物や庭園”所有者交流会の開催

イ 対象者

“京都を彩る建物や庭園”選定物件 236 件（平成 27 年 6 月 30 日現在）

※参加者は 80 名程度を想定

ウ 開催回数

1 回（複数回での提案も可）

エ 開催時間

2 時間程度

オ 留意事項

- ・選定物件の業態は、個人住宅、旅館・飲食店、寺社仏閣など多岐に渡るため、各所有者が抱える悩みや知恵を共有し、かつ、交流し易い仕組みを提案し、事業を運営すること。特に、個人住宅の交流に重点を置くこと。

（参考：選定物件 236 件の業態）

個人住宅 107 件、飲食・小売・旅館 58 件、寺社仏閣 23 件、文化施設 13 件、教育施設 5 件、その他 30 件）

- ・交流会では、各参加者に発言や交流を促す工夫を行うこと。
- ・所有者の交流時間は、最低 1 時間を確保すること。
- ・交流会では、湯茶を提供すること。
- ・ゲストスピーカーによる講演、専門家によるセミナー、認定物件・文化財等の見学など所有者の参加意欲を高める事業を最低 1 つ含めること。
- ・交流会の実施時期は、平成 27 年 12 月から平成 28 年 3 月の期間（土日祝に開催することもある。）で本市と調整し決めること。
- ・本制度の概要、選定・認定された物件については、下記ホームページを参照すること。

URL : <http://kyoto-irodoru.com/>

(2) その他

関係先、所有者との連絡調整、その他交流事業に係る経費の支払等

4 委託業務の要件

(1) 実績報告書の作成

受託者は事業終了後2週間以内に、実施事業の概要を記載した実績報告書を作成し、本市に提出すること。

※本市は、必要により証拠書類等の提供を本事業受託者から求めることができるものとする。

(2) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき本市が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

本市は、契約を解除した場合は、契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

5 委託業務の進行等

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとする。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、個人情報保護法の遵守はもちろんのこと、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。

(4) その他

ア 各種関係法令及び基準等を遵守する。

イ この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。